

オーテピアにおける点字図書館・公共図書館の連携について

オーテピア高知声と点字の図書館 伊藤嘉高

【はじめに】

図書館利用に障害のある人々へのサービス(障害者サービス*1)として、録音図書等のバリアフリー図書や機器の配置や、利用者が希望する図書等をボランティアが読み上げる対面音訳(対面朗読)があるが、多くの公共図書館では十分な障害者サービスを提供できていないとされ、全国的にかなり差がある*2。

点字図書館という立場から、公共図書館等との連携について紹介したい。
※本ポスターについて、個人の見解であり、所属を代表するものではありません。

- *1 ハンディキャップサービス、ハートフルサービス、ユニバーサルサービス、読書支援サービス、利用支援サービスをいう名称もある。
- *2 日本図書館協会障害者サービス委員会「図書館利用に障害のある人々へのサービス(障害者サービス)基準 公共図書館編β版(試案)」
http://www.jla.or.jp/portals/0/html/tsh/dokubari_kijun_beta.html

【障害者サービスを考える前に】

- ・サービスをめぐる誤解
 - ・視覚障害者は、点字が読める
 - ・聴覚障害者は、手話ができる。目が見えるから読書に困らない。
 - ・障害者サービス=障害者手帳取得(所持)者が対象
 - ・障害者からの依頼・要望がない。
- ・視覚障害者がすべて点字を使用するわけではない。ロービジョン(弱視)で一部視力を有する人、中途失明等で点字を読めない人もいる。パソコン等で、音声やテキストデータを読み上げて情報を得る人もいる。
- ・聴覚障害者が、すべて手話を使用するわけではない。筆談や要約筆記等を用いる人もいる。
- ・発達障害や知的障害、精神障害によって、読書が困難な人もいる。
- ・上記の障害があっても、必ずしも障害者手帳等を取っているわけではない。
高齢や病氣等で活字をそのままの大きさでは読むことが難しい人もいる。
- ・依頼、要望をする以前に、様々な形式の障害者向け資料(バリアフリー図書)や郵送等のサービスがあることを知らない人もいます。
- ・「障害者サービス」という言葉に違和感を持つ人もいます(高齢者等 自分は「障害者」ではないという意識)。
- ・活字による読書が困難かどうかの判断基準
「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」で示されている。
<https://www.jla.or.jp/library/guideline/tabid/865/Default.aspx>

⇒公共図書館等でも、様々な取り組みがなされているが、点字図書館との連携は？

⇒読書に限らず、健康・医療情報を、公共図書館等との連携で提供できるのでは？

- 参照：三輪真木子、八巻知香子、田村俊作、野口武悟「視覚がい者の健康医療情報ニーズの特性と提供の際の課題」(『現代の図書館』vol.58 no.1、2020年)など
- デジタル資料は視覚障害者等にとっても有用だが、ナビゲーションアプリの操作に課題がある(操作説明をする聴覚者自体も覚えるのが難しい)という指摘。(山重壮一「オーテピア高知図書館におけるデジタル化の取り組み」『現代の図書館』vol.60 No.4、2022年)

点字図書館とは？

身体障害者福祉法第34条に基づく視覚障害者情報提供施設の一つ。
視覚だけでなく、発達、肢体不自由等の障害により、書籍を視覚(目からの情報)で認識・理解することが困難な人が利用対象である。点字図書よりも録音図書(デージー図書)の利用が多い。**図書館法に基づく図書館ではない。**

- ・「点字図書館」=点字図書、視覚障害者のみのサービスだというイメージ
→現在でも利用対象を視覚障害者に限定している点字図書館もある。
- ・「点字図書館」の資料は、一般の方(読書が困難でない方)が利用できない(著作権法による制限がある)ため、館内で「体験」してもらえない。
→逆に言えば、**障害者手帳がなくても、通常の読書に困難を感じている人であれば、利用できる。**

【オーテピアにおける連携】

高知県高知市にある図書館等複合施設オーテピアでは、公共図書館の高知図書館(高知県立図書館・高知市民図書館本館)と点字図書館である高知声と点字の図書館とが、**所蔵資料による役割分担をして、連携してサービスを実施。**

《役割分担》

所蔵する図書によるため、資料の重複が少ない→より多くの資料を提供できる。

声と点字の図書館	高知図書館
著作権法により利用者が 限定される バリアフリー図書(点字図書・録音図書・マルチメディアデージー図書等)に関連するサービス	著作権法により利用者が 限定されない バリアフリー図書(大活字本、LLブック、布の絵本等)に関連するサービス



録音図書再生機(プレクストーク、エンヴォイコネク) マルチメディアデージー図書再生機(iPad)

『さんねんないきもの事典』のバリアフリー図書(点字図書、録音図書、マルチメディアデージー図書)

《連携事例》

- ・視覚障害者等サービス利用登録(両館共通様式で情報共有)
→サービス対象は、様々な理由で読書が困難な人。高知図書館で通常の貸出資料も借りられる(貸出期間が2週間から30日になる)。
- ・対面音訳サービス(両館共同で実施)
→高知図書館の所蔵資料を対面音訳で使用できる。
- ・福祉施設への貸出(高知図書館の本+点字図書館の読書支援機器)
- ・両館でのバリアフリー図書・機器の展示
→オーテピアの利用者に、存在を知ってもらえる。
- ・出前図書館、出前講座等の広報・PR活動(両館共同で実施)
- ・人事交流(高知市 図書館・科学館→声と点字の図書館)
- ・職員の研修や消防・避難訓練(オーテピアとして併設のみらい科学館も含め実施)
- ・グループウェアによる情報共有、意見交換、調整
- ・寄贈を受けた読書支援機器と両館で所蔵するバリアフリー資料等をセットにした、「さくらバリアフリー文庫」の貸出
- ・電子雑誌閲覧アプリ「Kono Libraries」を共同で提供(令和4年度へ)
- ・小学校等の図書館見学時に、声と点字の図書館も説明を実施



オーテピアでの連携事例については、

坂本康久「オーテピア高知声と点字の図書館の紹介」『第105回全国図書館大会三重大会大会記録』(第105回全国図書館大会三重大会大会実行委員会、2020年)
戸刈綾子「オーテピア高知図書館におけるバリアフリーサービスについて」『公立図書館における読書バリアフリーに関する報告書 2022年度(令和4年度)』(全国公共図書館協議会、2023年)などを参照。
また、Youtubeの公式チャンネル(オーテピア高知図書館)では、バリアフリーサービス、読書バリアフリー法について動画を公開している。
https://www.youtube.com/otopia_lib



《課題》

- ・オーテピア開館時に、準備段階から両館で協議を重ねた取り決めがあるが、5年が経過し、業務の繁忙や職員の交代等もあり、当初の理念が十分に共有されていない。
- ・それぞれの館が実施しているサービス内容を職員が十分に把握できていない。(担当の業務だけで手一杯)
- ・視覚障害者への対応=「点字図書館」という意識になりやすい。
- ・**高知図書館の障害者サービス担当以外との連携・協力関係が不十分**
- ・図書や雑誌といった読書環境だけでなく、情報保障への対応
→デジタル機器の操作支援等
- ・新規利用者の拡大

【点字図書館との連携について】図書館サービスを充実させる一つの手段

高知と同じようなサービス実施は、個人情報取り扱いや施設の立地状況から難しいのでは？ →共同サービスは難しいが、他のことは参考になるはず。

前対: できることから始める。

- ①まずは、点字図書館に行ってみる。
百聞は一見に如かず。どんな施設か、資料があるのかを実際に確かめる。
→自館とどのような連携が可能か考える材料に。
- ②障害者サービスの研修
・国立国会図書館、日本図書館協会がオンラインで実施。過去の資料も入手可能。
・点字図書館に講師を依頼し、研修を行う。
- ③国立国会図書館の「視覚障害者等用データ送信サービス」の活用
https://www.ndl.go.jp/library/supportvisual/supportvisual-10_02.html
サービスは無料。データ送信承認館となることで、登録されているコンテンツを利用できる。
→テキストデータが豊富、点字図書館の登録館は少ない。



国立国会図書館障害者用資料検索(みなサーチ β版)

<https://mina.ndl.go.jp/>

外部機関とも連携し、全国にあるアクセシブルな書籍(バリアフリー図書等)を一元的に検索可能

- ④「サビエ図書館」の活用 <https://www.sapie.or.jp/sapie.shtml>
サビエ登録館となる(使用料 年4万円)。
→登録されている点訳・音訳データを自館でダウンロード等が可能。
近隣のサビエ図書館登録館から、相互貸借を申し込む。
→点字・録音図書の借受け、複製、貸出が可能

※自館で資料を一から製作しなくても、資料の提供(貸出)が可能!
→録音図書の場合、インターネット端末(パソコン)1台、USBやCD、郵送袋があれば、資料として整備ができる。

※「特定録音物郵便物を発受できる施設」の指定を郵便局から受けると、無料で、視覚障害者・図書館・点字図書館に第四種郵便として発受可能。
→視覚障害者「等」ではない、学校図書館は含まれないことに注意。

※録音図書などは、高齢者へのサービスにも活用可能(活字による読書困難が前提)

- ⑤情報提供
点字図書館の広報誌に、自館のサービス紹介記事を掲載依頼する。
自館のサービスを、当事者や関係団体にPRする。
バリアフリー図書・機器の展示・体験会(自館だけでなく点字図書館と合同で実施)
- ⑥補助金
公立図書館の場合 国の読書バリアフリー体制強化事業費補助金(対象経費の1/2補助)を活用できる。

【まとめ】

「障害者サービス」と限定せず、自館の図書館サービス向上のために、点字図書館を活用できないか、考えてみましょう。点字図書館に足を運んでみると、すぐに「連携」には結びつかないかもしれませんが、何かヒントになるものがあるかもしれません。